

大町市景観計画の策定について

■ はじめに

大町市は、西部には北アルプスの雄大な山々が連なり、東部にも四季折々の変化に富んだ自然豊かな山並みと、暮らしとともにある田園・里山の風景が広がっています。また、北アルプスを源とする河川や仁科三湖に代表される豊かな水、千国街道の宿場町として栄えたまちなかをはじめ、市内各所にある歴史的・文化的な資源によって特徴づけられる本市の景観は、この地に暮らす人々のかけがえのない財産であり、訪れた人たちにとっても大きな観光資源となっています。

本市では、この魅力ある景観を守り・育て、100年先の未来に継承していくため、令和8年4月の運用開始を目指して、『大町市景観計画（仮称）』の策定を進めています。

■ 「景観」とは何か？

「景観」という言葉にはさまざまな解釈がありますが、端的には「目に映る環境のすべて」が景観です。漢字の成り立ちからみると、山並みなどの自然環境や建築物など眺められる対象を示す「景」とそれらを眺める人の感覚を表す「観」が組み合わさった言葉として捉えることもでき、見る側（視点場）と見られる対象（視対象）とそれらの関係性のもとに成り立つものです。例えば同じものを見ても、視点場と視対象の距離（遠近感）や、視点場から視対象を眺める角度（広がり感・奥行き感）により見え方は違ってくるということを意味しています。

さらに「景観」は、ただ単にその場で目に映る要素だけではなく、五感で感じたり、そこに暮らす人々の営みや歴史・文化、心象風景など心の中で捉えられる側面もあり、景観というものは幅広い観点から捉える必要もあります。

一般によい景観とは「見たいものが見えやすい状態にあること」といわれています。見たいものがよく見える場所（ビューポイント）を保全・整備にしたり、見たいものを良好な状態で保っておくことも、良好な景観づくりを進めていくうえで、大事なポイントといえそうです。



<参考>

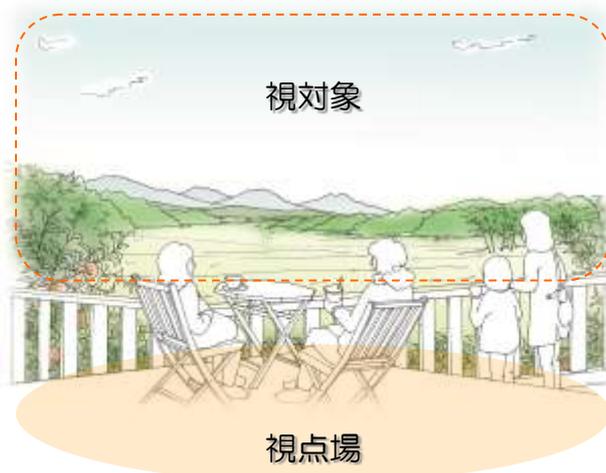
【景観の空間的な捉え方】

景観は、文字通りに読めば、「景」（見られる側）と「観」（見る側）が組み合わさった言葉として捉えることができ、空間的には「視点場」と「視対象」さらにはそれらの「関係性」で成り立つものといわれています。

① 視点場

「視点場」とは見る人がいる場所のことで、とくに良好な景観を眺められる場所は、「ビュースポット」とも呼ばれ、そうした場所があるということが大事になります。

また視点場は必ずしも固定的な場所ではなく、道路や鉄道などを移動しながら眺める場合もあります。



② 視対象

「視対象」とは見られる対象のことで、山並みや森林、農地や集落など、複数の要素が組み合わさって成り立っています。良好な景観とは、端的には「見たいものが見えやすい状態にあること」だといわれ、さらにいえば、山並みがつくるスカイラインを遮らない建物や、耕作により適切に維持管理された農地や里山など、見たいもの（要素）が適切な規模・形態で、かつ、好ましい状態に保たれていることが重要だといえます。

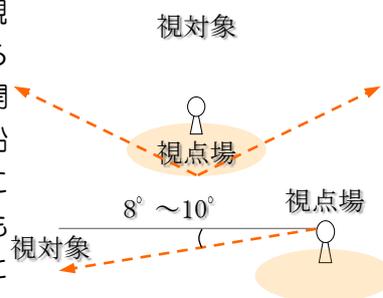
また、複数の要素の組み合わせという面では、景観を構成する各要素の全体のバランス（構図）も景観の評価に影響を及ぼします。

③ 視点場と視対象の関係性

視点場と視対象の空間的な関係性には大きく2つの要因があります。

1つは視点場から視対象の各要素までの距離（視距離）です。この距離により、景観を構成する要素の捉え方は大きく異なります。近くのもの「近景」、遠くのもの「遠景」、その中間は「中景」と呼ばれますが、例えば住宅や樹木は、複数まとまって遠くから眺めると集落や森林というまとまりで捉えられ、景観的に配慮する観点も変わってきます。

もう1つは視角（視点場から視対象を見る角度）で、これは視距離とも連動しますが、水平方向には「広がり感」として捉えられ、地域全体を見渡せるような広角で見えるパノラマ景観は、開放感を感じさせ、景観の好ましさと結びついています。他方、鉛直方向は見上げる角度は仰角、見下ろす角度は俯角で、一般的に人の視線は、俯角 10° 付近に集中するために、その領域が最も見えやすいといわれており、視角も景観配慮のポイントの一つとして捉えることができます。



出典：飯綱町景観計画

■ 景観計画の概要と本日の住民懇談会の目的

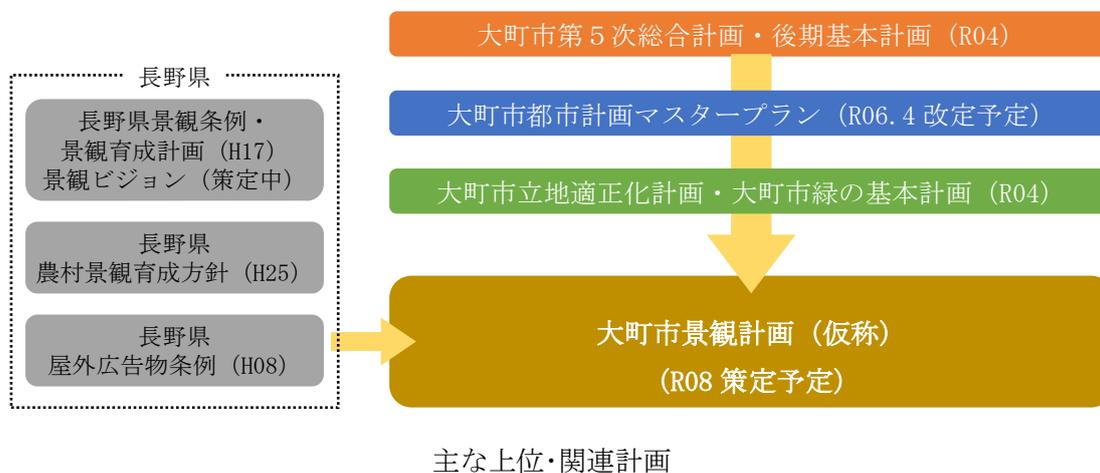
大町市が策定する景観計画（仮称：大町市景観計画）は、平成16年に施行された景観法に基づく計画です。現在は、長野県が平成17年にこの景観法に基づいて定めた県全体の景観計画（『長野県景観育成計画』）のもとに、本市の景観の保全・育成が図られています。

今回の取組では、本市が独自の景観計画を定められる「景観行政団体」となる（県から権限移譲を受ける。）ことを念頭に、地域の特性を踏まえた、よりきめ細かな景観づくりにつながる計画策定を目指しており、市では、有識者、各分野の代表者や公募委員による大町市景観計画検討委員会を立ち上げ、先月第1回委員会を開催して、本格的な検討をスタートさせました。

計画の策定に当たっては、本市の景観の特性（魅力や課題）を十分に把握することが何よりも重要となるため、本日の住民懇談会では、「大町市の魅力と課題」をテーマに、地域の皆さんからたくさんのご意見をいただきたいと思います。

<参考>景観計画の位置付け

大町市景観計画（仮称）は、現行計画をはじめとした県の景観に関する計画・制度等のほか、本市のまちづくりの最上位計画である『大町市第5次総合計画』や『大町市都市計画マスタープラン』、『大町市立地適正化計画』、『大町市緑の基本計画』など景観に関連する各種計画との整合・反映を図りながら策定するものであり、良好な景観づくりを市民のよりよい暮らしにつなげるとともに、地域産業・経済の活性化を含め、市全体の発展に資する計画にすることをねらいとしています。



- 『大町市第5次総合計画』では、「豊かな自然・文化と調和した景観の形成」が重点施策として掲げられ、景観行政団体への移行と景観形成条例等の制定に向けた取組を推進していくとしています。
- 『大町市都市計画マスタープラン (H26)』では、大町らしい景観を保全していくために、景観法に基づく景観計画の策定の検討を行うとともに、市民、企業、行政の協働による景観づくりや景観づくりを担う人材の育成や市民の主体的な活動を支援するとしています。